

法務省民二第304号  
令和2年3月27日

法務局長 殿  
地方法務局長 殿

法務省民事局長  
(公印省略)

不動産登記事務取扱手続準則の一部改正について（通達）  
平成17年2月25日付け法務省民二第456号当職通達「不動産登記事務取扱手続準則」の一部を下記のとおり改正し、本月30日から施行することとしましたので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(不正登記防止申出)</p> <p>第35条　[略]</p> <p>2　[略]</p> <p>3　前項の申出書には、登記名義人若しくはその相続人 その他の一般承継人又はその代表者若しくは代理人が 記名押印するとともに、次に掲げる書面を添付するも のとする。ただし、登記申請における添付書面の扱い に準じて、次に掲げる添付書面を省略することができる。</p> <p>(1) 登記名義人若しくはその相続人その他の一般承継 人又はその代表者若しくは代理人（委任による代理 人を除く。）の印鑑証明書。<u>ただし、前項の申出書</u> <u>に当該法人の会社法人等番号（商業登記法（昭和3</u> <u>8年法律第125号）第7条（他の法令において準</u> <u>用する場合を含む。）に規定する会社法人番号をい</u> <u>う。第2号、第3号及び第46条第2項において同</u> <u>じ。）をも記載したときは、登記申請における添付</u></p>	<p>(不正登記防止申出)</p> <p>第35条　[同左]</p> <p>2　[同左]</p> <p>3　前項の申出書には、登記名義人若しくはその相続人 その他の一般承継人又はその代表者若しくは代理人が 記名押印するとともに、次に掲げる書面を添付するも のとする。ただし、登記申請における添付書面の扱い に準じて、次に掲げる添付書面を省略することができる。</p> <p>(1) 登記名義人若しくはその相続人その他の一般承継 人又はその代表者若しくは代理人（委任による代理 人を除く。）の印鑑証明書。<u>ただし、登記申請</u> <u>における添付書面の扱いに準じて、その添付を省略する</u> <u>ことができる。</u></p>

書面の扱いに準じて、その添付を省略することができる。

(2) 登記名義人又はその一般承継人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面。ただし、前項の申出書に当該法人の会社法人等番号をも記載したときは、その添付を省略することができる。

(3) [略]

[4～9 略]

(相続人等からの申出)

第46条 [略]

2 法人の代表者に事前通知をした場合において、その法人の他の代表者が、規則第70条第1項の書面に登記申請の内容が真実である旨を記載し、記名押印した上、その印鑑証明書及び資格を証する書面を添付して、当該他の代表者から同項の申出があったときも、前

(2) 登記名義人又はその一般承継人が法人であるときは、当該法人の代表者の資格を証する書面。ただし、前項の申出書に当該法人の会社法人等番号（商業登記法（昭和38年法律第125号）第7条（他の法令において準用する場合を含む。）に規定する会社法人番号をいう。次号及び第46条第2項において同じ。）をも記載したときは、その添付を省略することができる。

(3) [同左]

[4～9 同左]

(相続人等からの申出)

第46条 [同左]

2 法人の代表者に事前通知をした場合において、その法人の他の代表者が、規則第70条第1項の書面に登記申請の内容が真実である旨を記載し、記名押印した上、その印鑑証明書及び資格を証する書面を添付して、当該他の代表者から同項の申出があったときも、前

項と同様とする。ただし、規則第70条第1項の書面に当該法人の会社法人等番号をも記載したときは、 <u>当該印鑑証明書及び資格を証する書面</u> の添付を省略することができる。	項と同様とする。ただし、規則第70条第1項の書面に当該法人の会社法人等番号をも記載したときは、 <u>当該資格を証する書面</u> の添付を省略することができる。
--	---

備考 表中の〔 〕の記載は注記である。